

平成二十七年四月二十一日受領  
答弁第一九七号

内閣衆質一八九第一九七号

平成二十七年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員初鹿明博君提出教科書袋に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出教科書袋に関する質問に対する答弁書

一について

我が国においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）に基づいて、義務教育諸学校の教科用図書を無償給与することとしているが、小学校の第一学年に新たに入学する児童に対して教科用図書を無償給与するに当たって、入学を祝い、かつ、教科用図書の無償給与の趣旨の徹底を図るとともに給与の便に資することを目的として、お尋ねの袋（以下「教科書給与用紙袋」という。）を作成し、配布している。

二及び三について

文部科学省においては、教科書給与用紙袋の作成及び配布に係る効果についてお尋ねのような「検証」を行ってはいないものの、教科書給与用紙袋の作成及び配布とともに、各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛ての文書や各種会議等の機会において、教科用図書の無償給与の意義について周知を依頼してきたところであり、これらの取組を通じて、一について述べた目的の達成が図られてきたものと認

識している。

四について

文部科学省においては、平成二十七年四月に配布した教科書給与用紙袋の作成に係る費用として六百六十七万三千八百四十三円を支出したところである。

五及び六について

お尋ねのイラストについては、一についてで述べた目的に照らして必ずしも不適當であるとは考えておらず、現時点において変更することは考えていない。